

## 石光商事グループ人権方針

石光商事グループは、「ともに考え、ともに働き、ともに栄えよう」という経営理念のもと、社会に必要とされ続ける企業、社会から愛され続ける企業を目指しています。かかるビジョンの実現のため、事業活動全般を通じて当社グループの事業の影響を受けるすべての人々の基本的人権の尊重が必要不可欠であると認識し、当社グループの人権尊重責任を果たしていくため、「人権方針」（以下「本方針」）を以下のとおり定めます。

### 1. 事業活動における人権尊重

人権の尊重は、当社グループが事業活動を行っていく上で基本となる事項であり、当社グループは、国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」、経済協力開発機構「多国籍企業行動指針」および国際労働機関（ILO）「多国籍企業宣言」に基づき、国際的に認められた人権を尊重します。

当社グループは、国際人権章典（「世界人権宣言」、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」を指します）および労働における基本的権利を規定したILO「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」に挙げられた基本権を最低限のものとして理解しています。

当社グループは、国際的に認められた人権と各国の国内法との間に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重するための方法を追求します。

### 2. 適用範囲

本方針は、当社グループの役員および従業員に適用します。

また、当社グループの事業、商品またはサービスと直接結びつくビジネスパートナーおよびその他の関係者に対しても、本方針に沿った人権の尊重を期待し、継続的な働きかけを行います。

### 3. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、すべての人の尊厳、権利および多様性を尊重し、あらゆる差別、強制労働、児童労働、ハラスメントなどを禁止し、また間接的にも人権侵害に加担しまたは結びつくことがないように努めるほか、人権が充足される社会の実現を目指した活動にも従事または参画します。

当社グループは、国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動が与えるまたは直接結びつく人権への負の影響を特定し、優先的に取り組むべき課題を決定して（リスクベース・アプローチ）、その防止および軽減を図るよう努め、それらの効果の検証を継続的に実施します。

#### 4. 事業活動における人権重点課題

現在、当社グループが事業活動を行う上で、優先的に取り組むべき人権尊重に関わる重点課題は、別紙のとおりです。当社グループは、社会情勢や事業活動の展開、当社グループに対する要請などを勘案しながら、優先的に取り組むべき人権尊重に関わる具体的な課題について、適時の見直しを行います。

#### 5. ステークホルダーとのエンゲージメント（対話）

当社グループは、本方針に基づく人権に関する取組について、関連するステークホルダーとの対話の機会を確保し、本方針の実行に関して誠実に協議を行います。

#### 6. 是正・救済

当社グループの事業活動が、人権への負の影響を引き起こし、または負の影響を助長している場合は、適切な手続きを通じて、その是正・救済に取り組みます。

また、ビジネスパートナーまたはその他の関係者を通じて、当社グループの事業、商品またはサービスが人権への負の影響に直接結びついている場合は、これらの関係者に対する是正・救済の働きかけを検討していきます。

当社グループは、国際基準に沿った救済制度の整備を進め、人権への負の影響を受けた人の救済のために適切な措置を講じます。

#### 7. 教育・研修

本方針が当社グループの企業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員および従業員に対して、適切な教育・研修を行うとともに、ビジネスパートナーおよびその他の関係者への周知・理解の浸透に努めます。

#### 8. 情報開示

本方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、人権尊重に向けた取組の進捗状況についてウェブサイト等を通して適切に開示し、ステークホルダーが当社グループの取組を理解できるような情報開示に努めます。

## 別紙 当社グループが優先的に取り組むべき人権に関する重点課題

- **強制労働、児童労働および差別の禁止、労働安全衛生、結社の自由および団体交渉権、適切な賃金確保等の、サプライチェーン上の労働者の権利の尊重**  
サプライチェーン上の強制労働、児童労働および差別を許容せず、労働安全衛生の管理、賃金等の適切な労働条件の確保および労務費の適切な価格転嫁に向けた働きかけ等を通じて、サプライチェーン上の労働者の人権を尊重します。
- **石光商事グループ内における、国際的に禁止されている差別およびハラスメントの禁止、DE&Iの実現**  
出生、性別、国籍、人種、民族、信条、年齢、性的指向、性自認、障がい、社会的出自、疾病等を理由とするいかなる差別、およびパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等のいかなるハラスメントも許容しません。一人一人が性別・国籍等を問わず活躍できるよう、多様性(ダイバーシティ)、公平性(エクイティ)および包摂性(インクルージョン)(DE&I)の向上に努めます。
- **女性労働者、外国人労働者、非正規労働者等の権利の尊重**  
特に、女性労働者、外国人労働者、非正規労働者等の脆弱な立場にある労働者の人権の尊重に努めます。
- **地域住民の権利の尊重**  
汚染の予防や水に対する権利の確保を含め、事業活動に関係する周辺地域の地域住民の環境に対する権利や土地に対する権利を尊重します。
- **救済へのアクセスの確保**  
上記の権利の保護のために求められる適切な通報体制の整備・強化に努めます。